

金沢市木質ペレットストーブ設置費補助金交付事務取扱要領

(令和6年10月25日決裁)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令）国交付要綱、国実施要領、金沢市木質ペレットストーブ設置費補助金交付要綱（令和6年9月17日決裁。以下「要綱」という。）その他の法令及び関係通知の定めによるほか、補助金の交付に関し必要な事項を定める。

第1条 要綱第7条の規定による補助金の交付申請は、毎年度、国交付要綱第12条第1項の規定による交付決定通知書の受領日以降に開始するものとする。

第2条 補助金の交付の決定に際し、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (3) 補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。
- (4) 補助事業者は、要綱第12条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、金沢市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を要綱第11条に準じて提出するものとする。
- (5) 金沢市長は、前号に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、要綱第12条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- (6) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

第3条 次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 要綱第7条に規定する市長が別に定める申請書 様式第1号
- (2) 要綱第8条に規定する市長が別に定める通知書 様式第2号
- (3) 要綱第9条第1項に規定する市長が別に定める申請書 様式第3号
- (4) 要綱第9条第3項に規定する市長が別に定める通知書 様式第4号
- (5) 要綱第11条に規定する市長が別に定める報告書 様式第5号
- (6) 要綱第12条第1項に規定する市長が別に定める通知書 様式第6号

様式 [略]